施設名　荒川福祉作業所

議決日　令和８年１０月１４日

荒川福祉作業所は、令和 8 年度荒川区議会定例会・9 月会議の議決を経て、令和 9 年 4 月から下記の指定管理者による管理運営を行うことに決定しました。

【指定管理者】

団体の名称　　社会福祉法人　荒川区社会福祉協議会

所　在　地　　東京都荒川区南千住一丁目 13 番 20 号

指 定 期 間　　令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

【選定の概要及び結果】　＊更新

障害者施設指定管理者実績評価及び候補者選定審査委員会において、現在の指定管理者について、審査基準に基づき審査した結果、引き続き指定管理者とすることが適当であると認められたため、指定管理者候補者として選定しました。

〇選定委員会開催日

第 1 回（令和 8 年 4 月 24 日）：選定手順、評価項目等の決定

第 2 回（令和 8 年 6 月　8 日）：書類審査による第 1 次審査

選定委員による応募団体運営施設の視察とヒアリング

第 3 回（令和 8 年 7 月 13 日）：第 2 次審査及び候補者の決定

〇選定委員

副区長（委員長）、福祉部長（副委員長）、政策企画課長、介護保険課長、財務専門家 1 名（外部委員）、地域代表者 2 名（外部委員）　計 7 名

〇審査項目

1　令和 4 年度から令和 7 年度までの実績評価

2　事業者の概要・実績、事業計画、経営管理

〇選定結果

上記の項目について審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。詳細は下記のとおりです。

就労移行支援事業では、就労を目指す利用者の要望の聴取及び適性のアセスメントを実施し、利用者が一般就労の際に必要なスキルを身につけるために、講義や模擬面接会、関係機関と連携した事務補助等の実習から就労後までのフォローアップを行うことで、切れ目のない支援を行っています。また、就労継続支援 B 型事業では、一般就労が難しい利用者に対して福祉的就労の機会を提供しており、個々の特性に合わせたグループ分けや作業の割り振り、自主生産品の販路拡大を行い、利用者が社会の一員として自立した日常生活・社会生活を送れるよう支援している点が評価されました。

また、当該法人の過去 3 年分の法人決算書に基づいて財務診断を行った結果、安定性・成長性・活動性・健全性は優良、収益性は良好であり、安定的・継続的な運営にあたって極めて良好な財務力を有していると評価されました。

お問い合わせ先

障害者福祉課　電話番号：03-3802-3111（内線 2681）　ファックス番号：03-3802-0819

E メール：syouhuku@city.arakawa.tokyo.jp